2024年8月17日　発行　毎月12回（1と3と5と7の日）　通巻8125号
SSTK通信　　１９８３年７月１９日第三種郵便物承認　頒価２００円

SSTK 通信 NO.228

重要！

2024年　総合県交渉の日程は以下の日程が正解です！お間違いのないようにお願いします

（227号裏表紙の日程は　昨年度のものです、ごめんなさい）

★要望書読み合わせ…　８月２０日（木）１３時３０分～

浦和コミュニティセンター第１５集会室、

★総合県交渉

・第１日目：８月２２日（木）１０時～１６時３０分
会場：**埼玉会館 7B会議室**

・第２日目：９月６日（金）１３時３０分～１６時３０分
会場：**埼玉会館 ３C会議室**

日本の経済もめちゃくちゃになっているのはわかります。
だからって、県の単独事業を削っちゃダメです！
だからこそ、地域で根差した小さい事業所が大切なんです！

編集人　一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会
〒３５６－０００６　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目１番２４棟―４０３号
Tel 090-7906-9124　Email jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp
郵便振替：00180-2-566719　または　038　普通貯金　9486343
http://www.saii.or.jp　FAX　048-737-1489
発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会　川口市芝新町十五-九　アステール藤野一階

2024 年 8 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 8125 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

2024年7月30日

埼玉県知事
大野元裕殿

埼玉障害者市民ネットワーク
代表　野島久美子

要望書

日頃より、埼玉県の福祉向上にご尽力いただきありがとうございます。

私たちは「障害のある人も、障害のない人も地域で共に」を合言葉に活動する団体です。

今回の話し合いは37年前に「おれらも　かぞくのせやになんねいで　まちのなかでいきてえちじさん　かんがえてくんろ」と発せられた言葉から始まりました。その後、障害者福祉推進課様のご協力をえて回を重ねて実施されているものです。

私たちは「総合県交渉」と呼んで年に一度の大切な時間として臨んでいます。

さて、私たちは一昨年（2022年）の9月に国連の障害者権利委員会より日本政府に対して発出された「総括所見（勧告）」を非常に重く受け止めています。

そして、日本政府に対して「条約」を尊重し、勧告の実現に向けて具体的な政策になるように強く求めています。

また、埼玉県に対しても、「条約」の精神を尊重した政策を求めます。

「総括所見」は地域生活（脱施設）（19条）、インクルーシブ教育（24条）、医療モデルから人権モデル、福祉的就労ではなく一般企業により雇用・就労（27条）などを柱とし、構成されています。

また、総合県交渉でも継続して話題にしてきた「優生保護法」について7月3日に最高裁判所で立法行為そのものが違憲だったという「優生保護法」を根幹から否定する違憲判決が出ました。

このことに関して、従来は国や県では「当時は適法だった」という認識の回答がされたりしました。そして情報公開をお願いしてもまっ黒に塗られた紙を見せられました。

その判断が覆されたわけです。この結果は、行政担当者には常に当事者の声に耳を傾け現行の制度を見直していく姿勢が求められていることを示しているのではないでしょうか。

このようなことを踏まえ下記に要望します。

今年度の要望書は「総括所見」の骨子と地域での暮らしの中に現れた課題を中心に作成したものです。

私たちの暮らしから出た要望を真摯にとらえ具体的な政策に結び付けていただくようにお願いします。

以下項目別に要望を列記します。

1. さべつとじんけん

① 埼玉県立嵐山郷の前年度の入退居状況を教えてください

私たちは 8 年前の津久井やまゆり園事件いらい嵐山郷の入退去の状況をうかがっています。凄惨な事件の被害者の皆さんには申し訳ないのですが、入所施設を出るということは「死亡退所」が中心になるのではないかと気づきました。何も悪いことをし

ていない障害者が死ぬまで施設を出ることができない事実は異常です。

② 脱施設

2022年9月に出された障害者権利委員会「総括所見（勧告）」の42（a）においては、「障害児を含む障害者の施設収容を廃止するため、予算配分を障害者の入所施設から、障害者が地域社会で他の人と対等に自立して生活するための手配と支援を振り向けることによって、迅速な措置を取ること。」とあります。

昨年の交渉時には、この総括所見に基づき、「脱施設」の道筋を作り、入所施設から地域移行の政策転換をお願いした上で、予算を施設から地域移行に向けて具体化すること、ロードマップを作成することを要望致しましたが、私達の望む回答が得られませんでした。

改めて要望致します。埼玉県における「脱施設」の道筋を作り、入所施設から地域移行の政策転換をお願いします。

A）地域移行へのロードマップ

B）予算化（施設充実予算10や億円のうちから地域移行施策に向けた予算化）

C）待機者の認識と地域の充実

私たちの考える待機者とは「親亡き後を心配する親」であって本人ではない。
せっかく地域で住んでいるのだから、そのまま地域で住み続けられる政策を

D）グループホームに頼らない施策を

愛知県のほうでは、大型の事業所が運営するループホームが廃止に追い込まれ入居者が困っている事態が報道されています。

脱施設を悪用するような事例も出ています。グループホーム一辺倒ではなく本当の地域移行を検討してください。

③ 優生保護法

A）情報公開

前文にあるような間違った認識を真摯に見直し、あらためて埼玉県における強制不妊手術の実態を明らかにしてください。

B）謝罪と補償

「優生保護法」にある「不良な子孫を生まない」ことを実現するために国を先頭に各地で「社会福祉向上のため」というスローガンにキャンペーンを行い推進し、国民の中に「障害者差別意識」助長し、定着せる役目を果たしました。
埼玉県でも300人以上の被害者がありました。被害者と県民に対して謝罪してください。そして国にたいして「一時金支給法」の大幅な増額見直しと被害者全員（家族を含めて）に保証金が行き届くように支給方法の見直しを提言してください

④ 出生前診断　相談窓口、相談内容、認定施設以外（健康長寿課）

不幸な子どもを産ませないという優生保護法は、先日最高裁によって違憲であると判断されました。しかしその一方、NIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査）受検者は増加し、陽性結果によって妊娠の継続を断念する割合は 9 割を超えています。障害のある子どもは不幸だという認識が根強く残っている表れだと思います。

その NIPT 受検者の中には、非認定施設での受検により陽性結果が出てもどこに相談していいかわからない人たちが多数存在しています。こども家庭庁ホームページでは出生前診断の周知を行っていますが、「行政のサポート」で紹介される窓口と、「ピアサポート」からたどって紹介される一覧が違ってしまっているようで、相談先を求

める人たちに混乱を招いています。また、ピアサポートは日本ダウン症学会に丸投げされている現状です。

障害があっても地域で生きる人たちの力を生かしたピアサポートを含めた相談窓口を、埼玉県として責任をもって設置し、障害を持ちながら生きることは不幸だという認識の解消をはかってください。

⑤ 埼玉県教職員採用試験、埼玉県公務員採用試験に障害者基本法や障害者差別解消法に関わる問題を入れてください。

学校現場において人権意識を欠いた差別的な言動により親子が悩んで相談に来る事例があります。能力主義の競争のもと分離教育が進む中で、親や教員の世代にも人権意識が弱まっているのではないでしょうか。児童生徒の人権教育と共に、まずは教員の人権意識を高めることが重要ではないでしょうか。そのためにも埼玉県教職員採用試験、埼玉県公務員採用試験に障害者基本法や障害者差別解消法に関わる問題を入れてください。

⑥ 精神科病院内における人権の確保、虐待防止に関連して

7 月 7 日付東京新聞に、埼玉県が今だに全国ダントツで閉鎖病棟内の電話未設置状態が続いているという報告書が紹介されていました。私たちは大変ショックを受けました。というのも、今から 40 年近くも前埼玉県は宇都宮病院事件への反省から全国に先駆けて「人権プレート」とともに公衆電話を全閉鎖病棟に設置させた経緯があります。その後も実施指導項目で細かくチェックしてきたはずと思い込んでいたからです。

年に 1 度おこなわれる実地指導は患者さんの人権尊重、虐待防止へ向けなくてはならない調査です。それが機能していないとしたら大変な問題です。

A）昨年度の精神科病院に対する実地指導の結果を教えてください。
　特に今回、通信面会に関する事項、隔離. 身体的拘束について

B）実地指導における検査項目一覧. チェック表を公表してください。

C）スマホの利用を認めてください。

『人権プレート』

入院について、質問等のある方は、主治医にお尋ねください。
また、下記のところにも、相談の窓口が開かれております。

記

受付時間　月曜日から金曜日まで　午前 9 時～午後 4 時
連 絡 先　埼玉県衛生部保健予防課　☎0488（22）9439
又は　浦和地方法務局人権擁護課　☎0488(63)2211

今から40年近くも前、埼玉県は全国に先駆けて上記プレートとともに公衆電話を精神科病院・全閉鎖病棟に設置させた。その後も実施指導項目で細かくチェックしてきたはずなのに……。

『人権プレート』見本

2. くらし

① 重度訪問介護と入院時の介助について

A）　びょうにんで看護婦さんは、おれのことばがわからないから、こわいかった、あとたへるときにしろみつをごはんにかけるの。まずいのおれは、ないたあとは、おれがよんてるのにあとは、あいうえおひょうをつくった、看護婦さんは、ぜんぜんことばにならかったあとは、くすりをしろみつをかけるの、まずいかった、あとは、よなかにあしがいたいから、おおきなこえをだす、看護婦さんはわからないから、むしをして、おれはがばんができないよ、あとは、おれがのぞがかわた、看護婦さんは、ぜんぜんみずくれらし、ききたいことがあります

学校でなにをならったの、あとはのぞが描いた、言って看護婦さんは、ことばがわからないだから、疲れました。

また、びょうにんて、よりは、おれがなかなか、看護婦さんがこない、おれがおおきなこえでよぶ、ぜんぜんをやってくれらなし、2 回から 5 回に打つ他の、なんでわからない、びょうにんて、べっと中窓をみてはやく看護婦さんがこないから、県庁に話をします。

介護者と、とまりをやってほしいあとは、あしをくんれんそとにでたいかった、あとは、コンビニいちゃだめす。

あとは、車いす位階乗せてもらいら、あとお茶にトロミまずいの、

上の文章は、正月に緊急入院をした H さんが、帰ってきてからパソコンに入力した記録です。この文章そのものが要望になります。彼の要望を読み解いてください。

B）　厚労省が、2024 年 3 月に「障害者差別解消法　医療者向けガイドライン」を細かく出しています。合理的配慮に関して、コミュニケーションに社会的障壁がある人の「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院については、医療機関は院内感染対策に配慮しつつ、患者本人の意思や関係者間での支援の範囲、方法などを確認し、可能な限り支援者が付き添えるように配慮する」とあります。しかし、病院によってはなかなか介助者を入れさせません、重度障害者にとっては、病院での生活こそが死活問題になってしまいます。県として病院が受け入れるように指導をしてください。

C）　コロナ禍以降、時間制限や人数制限をしています。上記の文章でもわかるように、不安でしかも体が動かず、言語障害も強く、寝返りもできずと死活問題です。まったく介助を入れないのか全介助を認める課ではなく、病院としても折り合いがつくような接点をみつけて、障害を持つ人の入院時の介助を受け入れさせてください。これこそが、合理的配慮の建設的な対話を行っていくべきです。 介助者も感染予防については十分に気を付けています。

D）　重度訪問介護の利用者だけが、入院時のコミュニケーションとして使えることになっていますが、そもそも重度訪問介護事業を行う事業所が少ないことや、重度訪問を出すことを渋る市町村もあり、地域での暮らしを訪問系の（身体・家事）介助を中心にして一人暮らしをしている重度の障害者もいます。しかし、入院時でのコミ

ュニケーションが取れずにつらい思いを同じようにしています。 重度障害者の入院時のコミュニケーション支援だけではなく、食事の介助排泄、寝返り、着替えなど、病人としてではなく、通常の生活の延長として介助者を利用できるようにしてください。

E）　筋ジスの障害者が地域で一人暮らしをしている場合、日常的に二人体制で介助を受けているが、入院時では重度訪問介護で利用できる人数は一人になっている。病院にいるからと言って、障害が軽くなるわけでもない。入院時での重度訪問介護の二人体制を認めてください。

② 精神科病院の社会的入院の解消を促進して下さい。

入所施設から地域生活への移行関し、地域生活を希望する者の意思決定を支援し、又地域で生活することが出来るための社会資源を整備することにより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することが出来るように支援して下さい。

③ 訪問介護の人材確保を考えてください。

訪問介護の現場では、 コロナ禍以降に特に重度障害者の命に係わる危機的な状況です。報酬単価の引き上げのみならず、介助者の資格や要件緩和で人員確保のすそのをひろげるようにしてください。

④ 地域参加型介護支援制度の拡大と充実をお願いします。

その意味でも「全身性障害者介助人派遣事業」は資格の有無に関わらず障害を持った方々と関わることが出来る大切な制度です。「全身性障害者介助人派遣事業」の実施市町村の拡大を含めた支援の充実とともに、資格の有無に関わらず介助に入ることが出来るよう、支援をお願いします。

⑤ 介護保険移行を強制しないでください。

令和5年6月30日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」においては、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。」としています。この通知の効果により障害福祉サービスのままで暮らす事例が増えています。

一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を把握した上で、障害者の個々の生活状況に応じた本人生活中心の支給決定がなされるようにして下さい。

⑥ 地域活動支援センターサービス向上型をなくさないでください

地域活動支援センターサービス向上型（以下サービス向上型）の前身は県単事業の地域デイケア事業になります。地域活動支援センターは実利用人数が 10 人以上で補助金が出ていますが、サービス向上型は登録人数は 10 人以上ですが補助金は事業体に出る形になっています。障害によっては毎日通うこと、長時間通うことが難しい人がたくさんいます。就労支援 A 型、B 型などは毎日通えないと通所は難しく、そんな人たちの受け皿としてサービスサービス向上型を利用している人がいます。そんな人たちの行き場が無くならないようサービス向上型の継続をお願いします。

⑦ 住まい

A）　重度障害者が転居しようとしても、なかなかアパートや貸家が見つかりません。
街の不動産屋さんはいろんな理由をつけて貸してくれません。
まず１番に障害者に対する差別意識があると思います。街の人々の差別意識を解消し、部屋を借りられるようにしてください。

B）　聞くところによると国土交通省行っている住宅セフティーネット法に基づく「居住支援法人制度」がありますが、埼玉県内機能している実態がありますか教えてください。

⑧ 朝霞台駅改修

東武東上線朝霞台駅に 20 年後にしかつかないといわれていたエレベーター設置が急に具体化しているとの情報がありました。

もう間に合わないかもしれませんが、せっかく設置するのであればエレベーターの箱の大きさを電動車いすユーザーがゆったり 2 人は入れるものにしてください。朝霞台駅は乗換駅で子供バギーやキャスター付きケースがたくさん並びます。強く要望した人優先に検討してください。

3. きょういく

① 療育等支援事業（障害者支援課）

埼玉県で行っている療育等支援事業の中の、施設支援一般指導事業ではどのような取り組みを行っていますか。保育所等訪問支援との違いや、どういう人が訪問指導を行っているか教えてください。また、個別の支援だけでなく集団での育ちあいを重点にした指導を行うようにしてください。

② 障害のある子どもの保育待機児童について（こども支援課、学事課）

施策推進協議会資料 1-5「障害児の子ども・子育て支援等の利用希望人数、受入可能人数」によると、過去3年間の保育所における受け入れ可能人数は常に受け入れ希望人数を下回っています。

保育所を希望しても入所できない、いわゆる待機児童となる障害児がいることになりますが、その割合は障害のない子供と比べてどうなっていますか。また、受け入れ可能人数は3年間で微増していますが、受け入れ可能保育所を増やすための取り組みとしてどのようなことを行っていますか。

③ 就学事務手続き

A）「普通学級に行く権利がある」ことを就学手続き上明確にしてください。

「権利条約は明確に特別学校を否定している」「特別学校か普通学校か選んではいけない」（権利委員）というようにインクルーシブ教育を推進するならば、就学支援・就学手続きを根本的に見直していかなければなりません。この視点から現状の就学手続きを変える必要があると考えます。これまでも参考として大阪府や東大阪市の事例を提示してきましたが、就学通知をまず全員に出すことが必要です。2017 年の県議会でも吉田議員から提案されていますし、2003 年当時の県知事が「全障害児に『普通学級籍』実現」に向けて意欲を示し、具体的に検討もされました。結果的に実現に至らなかったものの「間違いなくノーマライゼーションにつきましては、埼玉県は全国のトップに突然なった。」（教育局特別支援教育課・会田氏談）というような経緯もあります。就学予定の保護者全員に「あなたのお子さんは、地域の学校の普通学級に行く権利がある」と明確に伝え、その上で特別支援学校や特別支援学級に行く権利もあることを伝える形にすべきです。

B）　昨年の回答で「本人保護者の意見を最大限尊重（可能な限りその意向を尊重）」とあったが、可能な限りという文言は最大限尊重することを制限可能とすることになるので、削除してください。

障害者権利条約の勧告を尊重するなら「最終的に市町村教育委員会が決定する。」ことが間違っています。

④ 合理的配慮提供の地域間、学校間格差の解消を

わたしたちが昨年実施した「障害者権利条約に関しての日本政府への総括所見についてのアンケート調査」では、各市町村教委の障害者権利条約についての無理解・認識不足、そして市町村間の温度差が明らかになりました。

実際にここ数年、障害のある子の保護者から「通常学級で合理的配慮・何らかの支援を受けたいのだが」と相談を受けることがあり、当該の市町村教委に問い合わせをしてきましたが、市町村によって対応にかなりの差が生じています。例えば、支援員や看護師がつく市町村もあれば、保護者に付き添いもしくは支援員の肩代わりを要求されるところもあります。市町村によって財政も人員も一律でないことは承知していますが、対応の違いの背景には、そもそも「合理的配慮」や「過重な負担」に認識の違いがあると感じています。「合理的配慮」とは確固とした定義があるわけではなく、一緒にいようとする過程で何が適切な配慮か探っていくものであり、財政や人員の不足を理由に「過重な負担」と決めつけるべきものではありません。

「合理的配慮」のあり方を探っていくためにも、まずは通常学級で障害のある児童生徒を受け入れるべきであることを、市町村教育委員会にきちんと示してください。そしてどの地域、学校であっても必要な「合理的配慮」が受けられるようにしてください。どこに住んでいてどこの学校に在籍していても、子どもとして教育を受ける権利は等しくあり、障害のある子も基本的人権は等しくあるのですから。

4. はたらく

国連障害者権利委員会は日本政府に対し、「低賃金で開かれた労働市場への移行機会が限定的な作業所（シェルタード・ワークショップ＝A 型、B 型）及び雇用に関連した福祉サービス（＝就労移行）における、障害者、特に知的障害者及び精神障害者の分離」を懸念し、「民間及び公的部門における開かれた労働市場への障害者の移行の迅速化のための努力を強化すること」と勧告しています。

この勧告を受けて、まずは国、都道府県、市町村の障害福祉計画において、「福祉施設からの一般就労」の枠組み、数値目標、支援策の見直しを行うべきと考えます。

国は、就労選択支援という新たな「雇用に関連した福祉サービス」を導入して、A 型、B 型からの一般就労の促進を図るとしています。しかし、こうした「分けて、特別な支援をして社会へ」という発想こそ差別を助長し、開かれた労働市場で共に働くことを阻んできた要因であることに気付くべきです。

本県もこうした国の基本的な流れを踏まえて施策を行ってきましたが、それだけではなく、本県独自の取り組みを重ね、国への提言も行ってきています。その中で、上記の国連の勧告に関わる取り組みとして、以下に述べる「地域障害者雇用推進総合モデル事業報告書」（1998年）とそれに基づいた2003年の「彩の国障害者プラン21」の中の「就職バリアフリー障害者就業促進事業」（市町村障害者就労支援センター設置促進）等がありました。

そもそも本県では、1993～1997年度に国が西部地区8市（川越市、所沢市、上福岡市、富士見市、和光市、新座市、志木市、朝霞市）において「地域障害者雇用推進総合モデル事業」を行い、福祉的就労の枠組みと広域での雇用支援センター等の問題点を精査し、職場参加と市町村就労支援を軸とした提言を含む報告書が、複数の全県的障害者団体が参加した協議会でまとめあげられ、1998年に県及び国に提出されています。（この結果、広域雇用支援センターは廃止）

本県に市町村就労支援センターがあるのは、このモデル事業の成果です。しかし、2006年からの障害者自立支援法の施行により、それまでの福祉的就労が施設サービスとして固定化され、そこに就労移行支援という施設サービスが加わりました。そのため前にもまして能力、職業準備性によって分け隔てられた福祉的就労サービスの体系として再編成されてしまいました。

「開かれた労働市場への移行」のためには、障害者自身が障害のない人々とのつきあいに慣れている必要がありますが、21世紀以降の特別支援教育のきめ細かな整備により、年々多くの子どもたちが特別な支援のある学級、学校へ集まっています。障害のない人々にとっては年々障害のある人たちと出会う機会がなくなっており、職場、地域で出会ってもどうつきあっていいかわからない状況になってゆきます。だからこそ、なおさら市町村がその職場や地域の職場を開拓し、共に働くさまざまな経験を受け入れ職場や地域の人々が得られる環境づくりに努める必要があります。

モデル事業報告書では、こうした状況を見据えて、特別支援教育を経て福祉的就労の場にいる人々が市役所をはじめとする地域の職場で実習を行うことや、地域の実習先開拓、実習から超短時間就労等のコーディネートを行う役割を、地域に密着した市町村が担うことの大切さを提言しました。

障害のある人たちの中には幼い頃から分けられた場で育ち、地域に存在感のない人も少なくありません。だからこそ、市町村のコーディネーターが関わることで、地域デビュー、ご挨拶も含めて職場に入ってゆくことで、結果的に地域の活性化にもつながります。

しかし、2006年に就労移行支援ができたことなどで、以前なら福祉サービスを経ないで就労していた人たちまでここに通所する流れができ、市町村型・コーディネート型就労支援の流れが県内各地で十分確立したとはいえない状況になっています。

以上を踏まえて、要望を行います。

① 昔からめざされてきたにもかかわらず、一向に進まなかった「福祉施設からの一　般就」労について、そこで課題とされた福祉施設は福祉工場、授産施設、更生施設、小規模作業所等であったと記憶します。障害福祉計画を策定し数値目標を立てることになった時、新たに目的を一般就労に特化した就労移行支援を紛れ込ませて、「福祉施設からの一般就労」でくくるのは、「過剰包装」というべきではないでしょうか。この新たな施設がなければ、福祉を介さず直接ハローワークを通して就労していたはずの人も多く含まれるでしょうから。「福祉施設からの一般就労」とは別の独自のくくりにすべきではないでしょうか。少なくとも、県としては、独自の見識と施策をもって、福祉施設からの一般就労をすすめていただくよう、強く希望します。

② 福祉施設からの一般就労について、就労移行支援以外の福祉施設の利用者が、職場見学、職場訪問や職場体験、職場実習を行いやすいよう支援策をお願いします。また、これに関して現在県内市町村及び就労支援センターが行っている支援策について、調べて下さい。
たとえば、越谷市障害者地域適応支援事業では、市就労支援センターが事業をコーディネートし、利用者に対し職員等が個別支援を行いやすいよう費用の支給もしています。

③ 就労移行支援以外の福祉施設から一般就労をめざす取り組みの実績や課題を、県内市町村でまとめて報告していただくよう要請してください。

④ 福祉施設からの一般就労の「福祉施設」には生活介護・自立訓練も含まれるとされていますが、実績を公表してください。また、上記と同様の支援策を検討してください。

⑤ 福祉施設からの一般就労の「福祉施設」には精神科病院院内デイケア等も含めてください。また、上記と同様の支援策を検討してください。

⑥ 福祉施設からの超短時間就労等を進めることと併せて、必要に応じできるだけ当該福祉施設を併用できるようにしてください。

⑦ 市町村就労支援センターの役割として、就労移行支援以外の福祉施設等からの一般就労やその準備としての職場体験、職場実習を積極的に支援することを位置付けるよう助言してください。

⑧ 総括所見で「職場でより集中的な支援を必要とする者に対する個別の支援（パーソナル・アシスタンス）の利用を制限する法規定を取り除くこと」とあります。日本では重度訪問介護が部分的ですが、これに活用可能な制度としてあります。就労中の重度訪問介護の利用に関する障害者たちの要望に対して国が重度障害者等就労支援制度を作り、2020年10月から運用を開始しましたが、この制度は自治体が任意で導入する制度であるため、ごく一部の自治体しか導入していません。
　国は就労中にも十分に重度訪問介護が使えるよう整備すべきであり、県としても国に要望をお願いします。

⑨ また、重度訪問介護は狭い意味での介護だけでなく、見守りやコミュニケーション支援等にも活かせます。欧米流の権利意識が定着していない日本だからこそ、「合理的配慮」とか「過度の負担」とかが互いに一方的にとらえられてしまいやすい状況があり、くりかえし調整をしあい学び合いながら折り合い点を探りつつ歩んでゆくためにも、その

プロセスに同行する支援が必要です。そのためにも重度訪問介護を活かせるよう、県としても研究してください。するパーソナルアシスタンスが必要です。
　ちなみに札幌市では独自のパーソナルアシスタンス事業を実施しています。この事業についても、研究をお願いします。

⑩ 令和5年の埼玉労働局「障害者雇用状況の集計結果」によれば、の知事部局及びその他の機関の障害種別在職状況によれば、障害者の数278．5人中、身体障害者の数244．5人、精神障害者の数34．0人に対し、知的障害者の数は0人となっています。障害者を対象とした埼玉県職員採用選考の受験案内には知的障害者も受験資格があることが明示されていますが、なぜいまだに採用がゼロなのか、考えられる理由を教えてください。ちなみに、埼玉県教育委員会の在職状況は、知的障害者の数が52．0人となっていますが、知事部局も県教育委員会が知的障害者をを雇用してき実績から学ぶべきではないでしょうか。

⑪ 本県の第7期障害者支援計画では、「多様な働き方の支援」として「本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験でき、就労意識が醸成されるよう支援するとともに、県職員の障害や障害者に対する理解を促進します。」と書かれています。この中の障害者の体験や就労意識醸成については支援機関等で整理、評価等を行っていますが、県職員の障害や障害者に対する理解促進の結果についても、とても大事な目的だと思いますので、ふりかえりを行う機会が確保されればありがたいと思います。よろしくお願いします。

5. 県庁内改修について

① 管財課にお礼です。

　昨年の県交渉でお願いした2点要望について早速改善工事（緑の広場前の歩道段差の解消）と新規増設工事（多目的トイレにベッドと吊り上げリフト）をスピーディーによくしていただき大変ありがとうございました。一同涙を流して喜びました。
　トイレは供用開始前許可得て行ってみました。
　通常 2 人介助行うトイレ介助を小柄な定年退職したおばさん一人で介助できました。たいへんありがとうございました。

② そして、ついでのお願いです。

　スーパートイレ（私たちはそう呼んでいます）へのアクセスと暗くて場所が分かりにくいという意見があります。なにとぞ改善対応をお願いします。

③ 県庁内の車いすマーク駐車場に立派な蓋（おおい）いが付きました。

　このことは大変ありがたいことなのですが、残念なことに庁舎建物への経路に蓋（おおい）いがありません。
　車いす利用者には蓋（おおい）いの意味がなくなってしまいます。
　いろいろと事情があると思いますがせっかくの蓋いを無駄にしないためにも経路の蓋（おおい）い設置を検討してください。（たとえば勝関橋（かちどきばし）ふうに）

埼玉県庁の中にある福祉の店「アンテナショップかっぽ」の運営協議会で代表をやらせて頂いている小田原です。

この度は「かっぽ」の存続のために、社団の会員のみなさんをはじめ、62 名という多くの個人や企業の方々にに寄付のご協力の呼びかけをさせて頂きましたところ、目標金額に近い 148 万円弱ものご寄付を頂くことができました。おかげ様で、当面のお店の存続の危機は免れたのと同時に、あらためてこの店の大切さを感じているところです。

これからもこの店では、福祉施設の中でしか働けないと思われている重い障害がある人たちも、一般の職場の雰囲気を体験しながら共に働くことを実践しながら、障害の有無にかかわらず共に地域で暮らすことを目指していく所存です。ありがとうございました。

ご寄付ありがとうございました（順不同　2024 年 7 月 20 日現在）

古河誠様・邦子様・小野達雄様・市原光吉様、真下建設株式会社様・並木理様・橋本直子様・西屋延子様・埼玉移送サービスネット様・鈴木紀代子様・神田正子様・倉川典子様・九石智子さま・内藤雅子様・相原忍様・吉原広子様・NPO 法人あん沖田博様・内野かず子様・柴田澄江様・会沢まち子様・黒古次男様・中山佐和子様・田生美恵子様・岡安正代様・坂口鶴子様・小林史子様・伊藤峰子様・澤村文香様・田島玄太郎様・松本美知子様・森藤恵子様・小川満様・百石美貴様・羽田亮介様・武州ガス株式会社様・松下早苗様・栗原彬様・本間昭代様・本村啓子様・石井樹章様・川嶋由利枝様・北山康子様・夢テラス様・半田清雄様・片岡浩一様・山下浩志様・水谷淳子様・中木秀子様・夢テラス関係者 2 名・有山和子様・関啓子様・吉澤沙織様・高村喜久枝様・長谷部一郎様・「風の色」吉田もも様・竹迫和子様・高野邦代様・下重美奈子様・(一社)みっくすビート様・平塚正樹様

5 月末

棚の拭きそうじをお願いしたら、原状復帰できなくなり悩んでいる人…。
商品が後ろに追いやられ、POP 入れが最前列へ🙈
スマホで写真を撮ってから掃除することを提案したのですが…まぁまぁまぁの仕上がり😓

6 月 12 日

梅雨入り前なのに…夏日の連続☀️
お弁当配達から戻った琴菜さんの腕が熱くなっていました😱
そんな琴菜さんに先月分の「店番手当」をお支払い。琴菜さんが受け取った「店番手当」は先月、千純さんがお店番をしてくださった時のもの。今日、琴菜さんがお店番をしてくださった分は来月千純さんにお支払いという姉妹ルール💁
店番手当は何に使っているんでしょう？？今度聞いてみたいと思います🤔

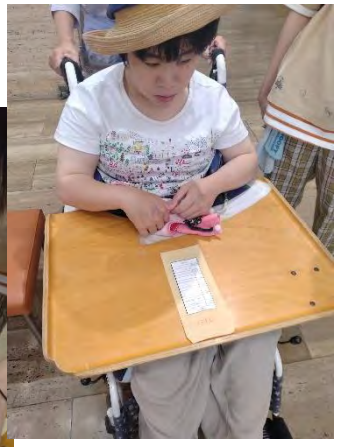

かっぽは、制度を利用せず、販売利益で専従を雇いながら、施設や障害当事者への工賃を年間 465,000 円支 払っている。福祉制度を利用しないのは、誰でもが利用できるような働く拠点として開放するため、対象者を限定する福祉制度は活用していない。 ここ数年、一日の売り上げの比較だが、自動販売機収入よりも店番団体が庁舎内を販売していた売り上げが高い時が増えてきている。店舗開店と関連するが、232 日の店舗開店と同様に店番団体が庁舎内販売(定点販売)に 行くことができれば、売り上げは自動販売機と同額程度となる可能性がある。しかし、現実的に現状活躍している施設や団体もかっぽの店番に参加しずらくなってきている。これは総合支援法の在り方と関連している。工賃を上げるために、施設から出られないという現状は、かっぽの店番や職場体験事業にも反映され、総合支援法が 逆に社会参加も阻んでしまう役割となっているように思える。 現在、店番に来ている施設は 7 箇所、任意団体が 1 か所、個人が 6 人。施設の方針や障害当事者によって違うが、1 人から 3 人で組んで活動している。（ちなみにかっぽに製本を通して関わる施設や団体がすべて自立生活協会の会員ではなく、関係のないところの方が多い。一団体が独占しているというイメージを払しょくできないのは店番に出てこられない状況があるから）。（会計報告資料として県へ報告内容の一部を抜粋）

2024 年 8 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 8125 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

障害児を普通学校へ・全国連絡会

全国交流集会ｉｎ埼玉（２０２５年１１月２２･２３日）

に向けて、これまで２回の実行委員会と、その間に４回の実行委員会事務局会議を行い、準備を進めてきました。全国交流集会のテーマについて「分けないで、分けないで、**あなたのつごうで分けないで**」（「ちんどんパレード」のかけ声）が候補に挙がっています。他に案がありましたら、お知らせください。（090-4938-８６８９・大坂、048 - 942-7543・竹迫）

第３回実行委員会　２０２４年８月３１日（日）１時３０分～
岸町公民館（浦和　調神社近く）２階　第１会議室

◇ 実行委員のメンバーは、ネットワーク、自立生活協会、教組、埼玉連絡会などに関わる皆さんです。さらに、新しい個人・団体の皆さんにも参加してもらえたらと思います
◇ 苦労しているのは会場探しです。事前予約ができるかとか予算の問題とかむずかしいところがあります。でもそろそろ決まります。
◇ さいたま市、埼玉県、埼玉県教育委員会に後援申請をしています。現在のところ、さいたま市の後援を取ることができました。
◇ どんな集会にしたいか、分科会の内容など話し合ってきました。教育の個別化が進み、必ずしも学校を求めていない現状で、それでも「学校で共に」について捉え返したいということや、障害のある子どもの学校教育の問題に限らず、多様な子どもたちが共に学び、共に生きる社会につなげていくために、いろいろな立場の人に参加してもらい考えていきたいといった意見が出されています。う～ん、どう具体化するか？

全国交流集会　プレ集会　２０２４年１１月１０日（日）１時３０分～
岩槻駅東口コミュニティセンター　多目的ルームＢ

発言者　川合千那未さん（県内の小中高校で学ぶ、DPI 女性障害者ネットワーク、障害者権利委日本審査のロビイングに参加）
加藤結衣さん（明治学院大学国際学部学生、小学校で通級に通った経験がある、インクルーシブ教育に興味を持ち活動している）

北村小夜さんはだんだんとお元気になっています

２月～３月に１か月ほど入院されて、退院後まもなく４月半ばにお伺いした時は食べることもたいへんそうで、すっかり体も細くなられて、とても心配しました。５月連休中に門坂さんの手料理を持って行った時は、イスに座ってお話ができるほどになっていましたが、まだ食事が少な目でした。でも、気になる問題については横になりながらも話されていました。しばらくご無沙汰してしまい、７月２８日に神奈川の高校入学の集会に行く途中でお伺いしたところ、テーブルで資料を読んでいて、千葉で定員内不合格を出されて人権救済申し立てを行った件などについて話し、こちらが圧倒されました。おこわのおにぎりやかぼちゃプリンも１人前食べて、食欲も出てきていることが何よりうれしかったです。

2024 年 8 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 8125 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

令和 6 年度　一般社団法人埼玉障害者自立生活協会会員の皆様

会員の皆様には、機関誌通信をお届けいたします。

年会費　個人　4,000 円　団体 10,000 円　賛助会員 10,000 円です
ゆうちょ銀行へ　他金融機関からの振り込みは
【店名】038　【店番】038　普通　9486343

2024年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

会沢完・相原忍・朝日雅也・新井利民・荒井義明・有山博・市原光吉・伊藤峰子・猪瀬佳子・今井和美・今井教男・内野かず子・梅沢博史・小田真・大野邦子、小川満・小野達雄・荻野幸子・小田原厚子・小田原道弥・門坂美恵・神田正子・北村文子・木村俊彦・九石智子・後藤美智子・坂口佳代子・坂口鶴子・自治労越谷市職員組合・柴田澄江・下重美奈子・須藤勇一・瀬井貴生・高橋儀平・高橋幸江・高柳俊哉・武井英子・竹迫和子・田島玄太郎・辻浩司・土橋俊二・友野由紀恵・中山佐和子・並木理・野島久美子・橋本直子・羽田亮介・原和久・半田清雄・樋上秀・平塚正樹・平林小太郎・藤田行敏・柊崎京子・古河誠・本間亜貴代・前田直哉・増田洋介・増田純一・水谷淳子・森住由香里・八木井雄一・山下浩志・吉田久美子・吉田もも・正木敬徳・吉原広子・ふくしネットにいざ・移送サービスネットワーク・協働舎レタス・GE ひまわり・生活ホームみどり荘・二人三脚・とことこの家・CIL ひこうせん・所沢ファントム・(一社)みっくすビート・キャベツの会・さやまのぺんぎん村・川瀬クリニック・遊 TO ピア・小原基郎
新会員ありがとうございます
福島里美

運営協力金・寄付ありがとうございました
相原忍・石井樹章・今井和美・小川満・大野邦子・小原基郎・栗原彬・柴田澄江・鈴木倫子・瀬井貴生・田島玄太郎・並木理・羽田亮介・柊崎京子・古河誠・鈴木倫子・平塚正樹

振込先:
郵便振替 00180-2-566719 他行からは ゆうちょ　038 普通 9486343

2024 年 8 月 5 日現在・行き違いがありました場合はご容赦ください。

二〇二四年八月十七日発行　毎月十二回（一と三と五と七の日）　通巻番号八一二五号　一九八三年七月十九日第三種郵便物承認
編集人（一社）埼玉障害者自立生活協会　発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会　川口市芝新町十五-九　アステール藤野一階　頒価二百円

総合県交渉決起集会

お知らせ

1. 今年のチンドンパレードは延期します
涼しくなった秋に実施します。
2. かわりに「総合県交渉決起集会」を
開催します。

決起集会

第1部
★期日：8月20日（火）13：30～16：30
★会場：浦和コミニティーセンター
第15集会室（浦和パルコ9階）
★要望書読み合せ会・共有会
第2部
★大暑気払い交流会（参加費3000円）
※問合せ　090-4938-8689　大坂

総合県交渉日程

★第1日目：8月22日(木)10：00～16：30
★第2日目：9月6日(金)　13：30～16：30

埼玉障害者自立生活協会の会報が届き、ぱらぱらめくっていて、共同代表になった神田正子さんの文章で手と目がとまり。

息子の浩亮さんが亡くなった後、どんな形で自立生活協会の共同代表をしていくのか、そして浩亮さんとどうやって地域の学校を生きてきたのかが語られ。きれいごとがほとんど書かれていないからこその、その意味をかみしめる。そしてそれは、R氏や母（まあ父も。そして他家族も）が生きている世界にも通じるのだろう。『野生のしっそう』で、修羅という言葉を使ったのだが、修羅場を生きてきたし、生きているのだなあと思う。

そういう世界のなかで、「やっぱ人情ふれあいですよ」といっているのは、実は全然のんき話ではないのだなあと思う。　7月26日。猪瀬浩平氏　Facebookより

編集人　　一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会　SSTK 通信ＮＯ228 号　　頒価 200 円
通信編集部　〒３４４－００２１埼玉県春日部市大場６９０－３
谷中耳鼻科内　電話・ＦＡＸ　048-737-1489
郵便振替：00180-2-566719　または　038　普通貯金　9486343
E-mail: jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp　　http://www.sail.or.jp/